

網掛川漁業協同組合
鹿内共第 12 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合が免許を受けた鹿内共第 12 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障がある場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	(あゆ) 網目径 1.5cm 以上
刺し網	網の全長 50 メートル以下 網目径 1.0cm 以下

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄の遊漁の方法・ウ欄の統数又は規模及びエ欄の区域において、オ欄に掲げる期間内で組合が定めて公表する期間内で行わなければならない。

ア 名称	イ 遊漁の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あ ゆ	竿釣、投網、 すくい網	投網の網目 径 1.5cm 以上	網掛川龍門滝から 河口まで、宇曾ノ 滝から網掛川合流 部まで、及び湯ノ 谷川	自 6 月 1 日 至 10 月 31 日
あ ゆ	竿釣、投網、 すくい網	投網の網目 径 1.5cm 以上	上記以外の網掛 川、宇曾ノ川、及び 崎森川	自 7 月 1 日 至 10 月 31 日
あ ゆ	さし網	網の全長 50m 以下 網目径 1.0cm 以上	全区域	自 8 月 1 日 至 10 月 31 日
こ い	竿釣、投網、 すくい網		田中井堰より上流 の全区域	自 4 月 1 日 至 3 月 31 日
こ い	竿釣、投網、 すくい網		田中井堰より河口 まで	自 6 月 1 日 至 2 月末日
うなぎ	手釣、竿釣、 すくい網、 うなぎ塚		田中井堰より河口 まで、但し、うな ぎ塚は竹下鉄橋よ り河口まで	自 6 月 1 日 至 9 月 30 日
うなぎ	手釣、竿釣、 すくい網、 うなぎ塚		田中井堰より上流 の全区域	自 5 月 1 日 至 9 月 30 日
もくずがに	かに網		全区域	自 6 月 1 日 至 11 月 30 日

※すくい網は、さで網・たも網を含む。

2 前項の公表は、組合及び組合が委託するお店に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる漁法においては、それぞれイ欄の区域及びウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ・こい	田中井堰より竹下鉄橋までの区域	3月1日から4月30日
うなぎ	全区域	10月1日から2月末日

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
あゆ	10センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	21センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生までの就学のときは無料とする。

(1) すくい網、投網等による遊漁の場合

漁種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	釣(竿釣)	1年 1,000円
〃	すくい網	1年 1,000円
〃	投網	1年 3,000円
こい	釣(竿釣)	1年 1,000円
〃	投網	1年 3,000円
うなぎ	うなぎ塚(石倉)(一山)	1年 1,000円(一山)
〃	すくい網	1年 3,000円

※すくい網は、さで網・たも網を含む。

(2) その他の場合

漁種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	刺し網	1年 3,000円
うなぎ・こい もくずがに	カニ網他	1年 3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所に納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 網掛川漁業協同組合事務所（始良市加治木町新生町4番地）
- (2) かめや釣具店（始良市東餅田1718-1）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
 - (2) 承認期間
 - (3) 遊漁料の額
 - (4) 魚種
 - (5) 漁具・漁法
 - (6) 注意事項
 - (7) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告などのために行

う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他の必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

- 1 この規定の変更は行政庁の認可を受けた日(令和 5 年 9 月 1 日)から効力を生ずる。
- 2 この規定の変更は行政庁の認可を受けた日(令和 6 年 5 月 27 日)から効力を生ずる。